



災害時における応急救護の協力に関する横浜市と
社団法人神奈川県柔道整復師会横浜市支部連合会との協定



横浜市（以下「甲」という。）と、社団法人神奈川県柔道整復師会横浜市支部連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急救護の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市防災計画に基づき、甲が実施する応急救護における乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、横浜市防災計画に基づき応急救護を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康福祉局長（横浜市災害対策本部健康福祉部部長）が行う。

（初動体制の確立）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、横浜市内に震度5弱以上の地震が発生したときは、甲の協力要請を待つことなく、初動体制の確立を図るものとする。

（派遣）

第5条 乙は、甲から協力を要請されたときは、乙が別に定める応急救護計画に基づき、速やかに地域医療救護拠点（以下「救護拠点」という。）の応急救護隊に乙の会員を派遣するものとする。

2 乙は、地震により電話連絡網が途絶したときは、甲の協力要請を待たずに指定された救護拠点に乙の会員が参集できるよう、あらかじめ前項の応急救護計画に必要な事項を定めておくものとする。

3 乙の会員が、前項の規定により参集した場合は、甲が協力を要請したものとみなす。

（業務等）

第6条 救護拠点における乙の会員の業務は、傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲）とする。

2 乙の会員が行う応急救護は、医療救護隊の医師の指示により実施するものとする。

（療養費）

第7条 甲が設置した救護拠点及び災害現場の仮救護所における療養費は、無料とする。

（報告）

第8条 乙の会員は、第6条に規定する応急救護を行ったときは、その状況を記録するとともに、応急救護の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の協力要請に基づき、乙が応急救護を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の応急救護を実施した場合に要する経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙の会員の派遣に要する経費
- (2) 乙の会員が応急救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては、健康福祉局企画部医療政策課救急・災害医療担当課長、乙にあつては会長とする。

(協定実施の円滑化)

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲の主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年6月19日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 中田 宏



乙 横浜市港北区新横浜三丁目23番11号

社団法人神奈川県柔道整復師会横浜市支部連合会

会長 和田 秀

